

長浜エコネットワーク協議会会則

(名称)

第1条 この会は、長浜エコネットワーク協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 この協議会は、長浜市環境基本計画（ながはま環境まちづくりプラン21）の趣旨に沿って自然環境の保全を目的として活動する各種団体および個人の協働および連携を促進するためのネットワークづくりや情報共有の場とすることを目的とする。

(事業)

第3条 この協議会は、前条の目的を推進するために次の事業を行う。

- (1) 各主体・団体間における協働・連携に資するための情報共有の場を提供すること。
- (2) 環境の保全や創造にかかる取り組みや自然環境への関心を高めるための情報を広く発信すること。
- (3) 良好な地域・自然環境の保全や創造に向けた実践的取り組みを企画し、実施すること。
- (4) その他、設立趣旨に合った事業を実施すること。

(組織)

第4条 この協議会は、協議会の趣旨に賛同する別表1に掲げる団体および個人をもって組織する。

(役員)

第5条 この協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 顧問 若干名

2 会長は、長浜市環境審議会長が兼ねるものとする。

3 副会長は、会長が指名する。

4 顧問は、必要に応じて置くものとし、会長が指名する。

5 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

6 協議会の事務局は、長浜市市民生活部環境保全課内に置く。

(役員の仕事)

第6条 会長は、この会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

3 顧問は、会長が召集し、意見や説明を聞くことができる。

(会議)

第7条 この協議会の会議は、必要に応じて会長が召集する。

(会計)

第8条 この協議会の運営にかかる経費は、長浜市市民生活部環境保全課が負担する。

(委任)

第9条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

1 この会則は、平成28年8月15日から施行する。